

1 検証の枠組み

(1) 検証の目的

本検証の目的は、対象となる事例の経緯、支援に関わった機関の対応状況等の分析を行い、問題点を解明し、課題を整理することで、今後、二度と尊い命が失われることのないよう、札幌市における児童虐待防止に向けた支援の在り方等を提示するところにある。

(2) 検証の方法

本事例の検証に当たっては、関与した関係機関（児童相談所、区役所、保育所等）から資料の提出を求め、事実経過等を把握するとともに、これらの関係機関に対するヒアリング調査を実施し、それぞれの本家庭への支援内容を確認した後、それらの支援内容についての問題点、そこから導かれる課題の解決方法等について審議を行った。（ヒアリング調査先：検証経過 p.66 参照）

なお、実母の交際相手については、市の関与が無く、情報が得られないことから、検証対象としていない。

(3) 公判との関係

本事例は、令和2年3月現在、公判が行われていない。したがって、今後、公判開始以降に検証の目的に資する新たな問題点、課題等が明らかになり、本報告に追加で提言すべき事項が生じると考えられる場合は、再度、検証を行う可能性があることを申し添える。

2 事例の概要

(1) 概要（令和元年6月当時）

令和元年6月5日午前5時頃、実母（21歳）から通報を受けて救急隊が出動する。本児（2歳女兒）は心肺停止状態であり、すぐに病院に搬送されたが、同5時40分、死亡が確認される。

実母の交際相手男性（24歳）は6月5日午後11時43分に、実母は同6日午前7時25分に、いずれも傷害罪容疑で逮捕され、同27日には、保護責任者遺棄致死の容疑で再逮捕されている。

札幌地方検察庁は、7月18日に交際相手男性を傷害致死罪で、実母を保護責任者遺棄致死罪で起訴した。

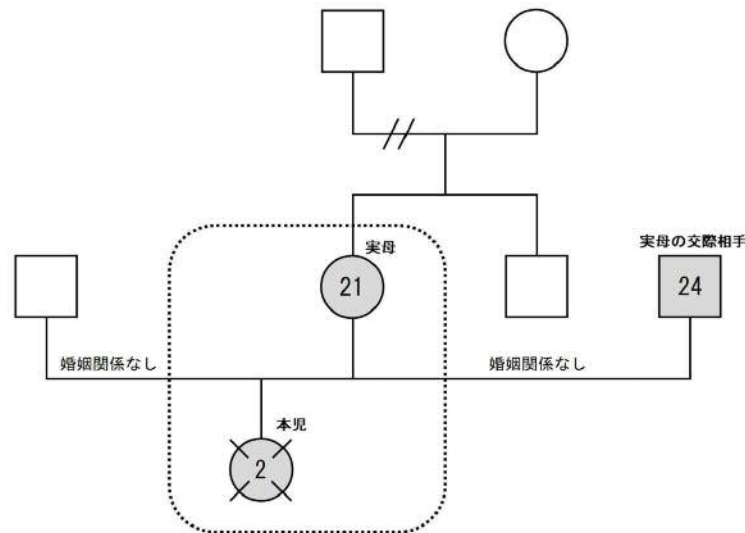
なお、死因については、死亡を確認した病院では警察が遺体を引き取ったため特定しておらず、また、警察に確認したところ回答が得られなかったため、当部会において、死因の特定はできなかった。

(2) 家族構成（令和元年6月当時）

① 世帯の状況

本児及び実母は、本児出産時点では、A区内にて、本児の祖母（実母の母親）及び本児の叔父（実母の弟）と同居し4人暮らしであったが、出産後間もなく（本児生後2か月時点）、本児及び実母は、祖母宅から独立し、A区の別住所に転居している。その後、本児及び実母は、本児が2歳3か月時点で、A区から市内B区に転居している。

② 関係図



(3) 関与した市の関係機関

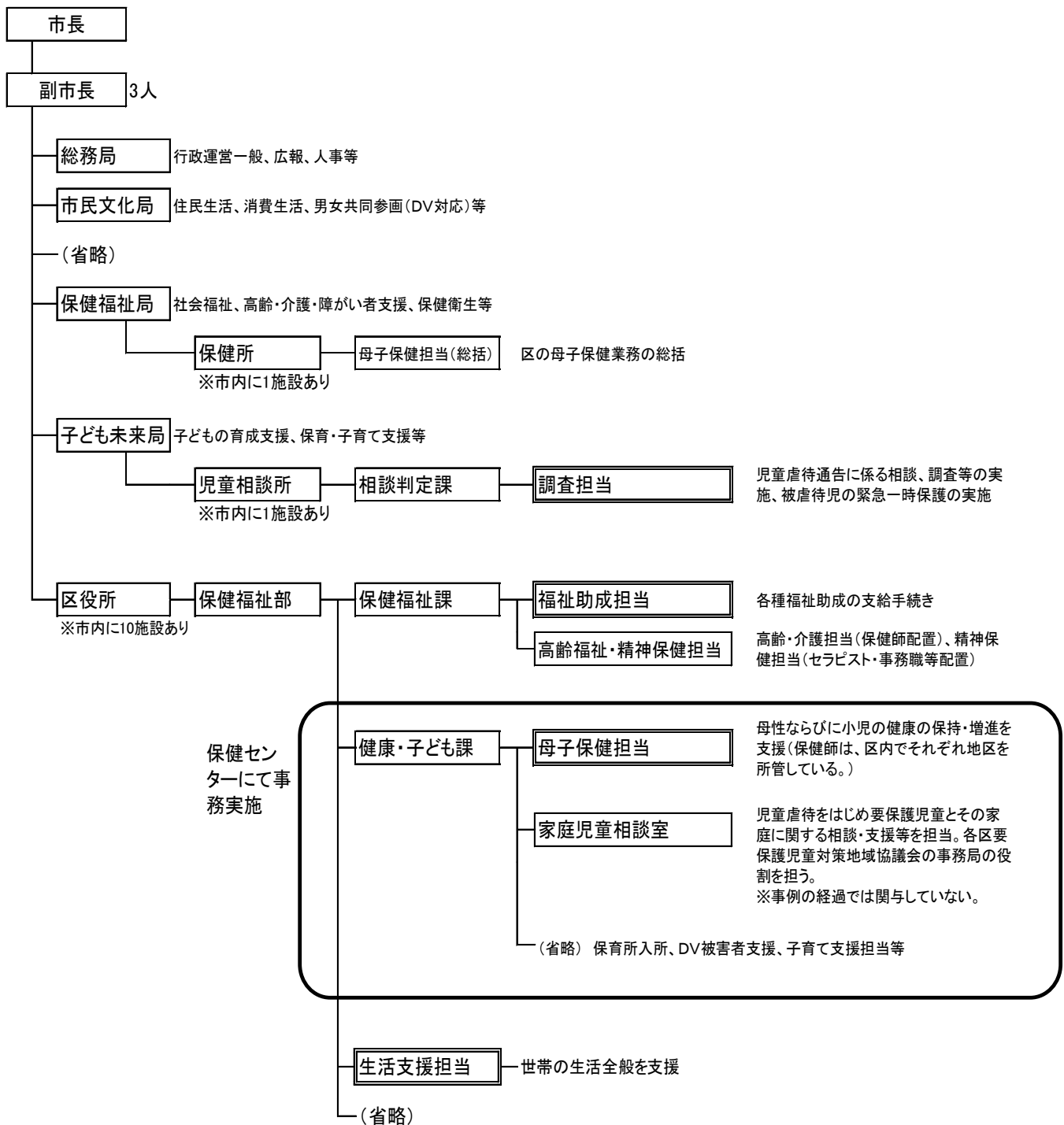
本事例について、市では、児童相談所及び区役所での関わりを有していた。政令指定都市である札幌市は、児童相談所が1か所設置されているほか、10区の区役所には、社会福祉法に基づく福祉事務所に相当する保健福祉部及び地域保健法に基づく保健センターを設置している。

本事例では、児童相談所のほか、区保健センターの健康・子ども課の母子保健担当、区保健福祉部の生活支援担当の支援ケースであるとともに、区保健福祉部の福祉助成担当においても関わりを有しており、同一区役所内で、3課にまたがって、関与している状況であった。

これら区役所の各所属での支援について、本書では、特に注釈がない限り、母子保健担当、生活支援担当、福祉助成担当という記載で経過等の記載を行うこととする。

(参考) 本報告書において言及する市の機関の主な支援担当 (令和元年6月当時)

本事例において関わりを有していた機関を二重囲みにて示している。



(4) 事例の経過

本事例の問題・課題を抽出するに当たり、3期に分けて、関係機関の関与を中心に、主な経過を下記に示す。

なお、表中の面談欄の「○」は市の関係機関職員が実母に面談した機会を示し、「●」は市の関係機関職員が実母に面談のうえ本児を確認した機会を示している。また、市以外の関係機関が実母と本児に面会・確認した機会を、医療機関→「病」、保育所→「保」、警察→「警」と示している。

第1期 平成28年6月から平成30年8月まで

※本児妊娠届出から1歳6か月児健診受診後の対応までの経過。

なお、実母が本児を妊娠する前における、本世帯への支援に関連する実母の成育経過（平成25年以降）についても、本期に付記する。

【主な関係機関：A区母子保健担当・生活支援担当】

時 期		経 過	面 談
平成25年	7月	実母、児童相談所での相談・支援経験を有する。（平成26年3月まで）	
平成26年	3月	実母、中学校を卒業する。	
	4月	実母、高等学校に入学する。（翌年から休学）	
平成27年	12月 18日	実母、妊娠（本児ではない）が判明し、A区母子保健担当に届出する（実母17歳、妊娠9週）。保健師、実母に母子健康手帳を交付し、支援を開始する。	○
	12月 21日	保健師、実母に架電、家族状況を確認する。保健師、A区生活支援担当に架電、世帯の状況、成育歴等を確認する。	
	12月 22日	保健師、実母に架電したが応答なし。	
	12月 24日	保健師、実母に架電したが応答なし。	
平成28年	1月 7日	保健師、実母に架電したが応答なし。	
	1月 18日	実母、医療機関にて人工妊娠中絶する。	
	1月 28日	保健師、妊娠経過の確認のため医療機関に架電し、実母が人工妊娠中絶をしていたことをこの時点で把握し、母子保健担当としての支援を終結する。	
	6月 8日	実母、妊娠（本児）が判明し、A区母子保健担当に届出する（実母18歳、妊娠14週）。保健師、実母に母子健康手帳を交付し、再び支援を開始する。	○
	6月 29日	生活支援担当、世帯訪問を実施する。	○
	7月 11日	生活支援担当、区役所にて面談を実施する。	○
	8月 1日	保健師、実母に架電したが応答なし。	
	8月 10日	保健師、実母に架電したが応答なし。保健師、生活支援担当に架電、情報共有する。	
	8月 25日	生活支援担当、世帯訪問を実施する。同26日、生活支援担当、保健師に架電、情報共有する。	○
	9月 2日	保健師、実母に架電したが応答なし。	
9月 21日	実母、保健師に架電する。保健師、家庭訪問日を約束する。		
9月 26日	保健師、家庭訪問約束日に実母宅を訪問したが不在であり面談できず。		

時 期	経 過	面 談	
平成 28 年	10 月 4 日	生活支援担当、区役所にて面談を実施する。	○
	同日	保健師、区保健センターにて面談を実施する。	○
	10 月 19 日	実母、母親教室に遅れて参加する。保健師、面談を実施する。	○
	12 月 1 日	出産予定病院（助産師）より、出産後の居所が不安で気になる妊婦として情報提供があり、保健師が対応する。	
	12 月 3 日	本児、出生する。 身長 47.2cm、体重 2,828g。	
	12 月 5 日	保健師、実母に架電したが応答なし。	
	12 月 8 日	生活支援担当、祖母からの架電により、12 月 3 日に本児が出生していたことを把握する。	
	12 月 12 日	出産した病院の助産師が自宅を訪問し、授乳指導、沐浴指導を行う。	病
	同日	保健師、実母に架電したが応答なし。	
	12 月 20 日	保健師、本児の出生病院からの診療情報提供書を受理し、12 月 3 日に本児が出生していたことを把握する。	
	12 月 21 日	保健師、実母に架電したが応答なし。	
	12 月 22 日	実母、保健師に架電する。保健師、新生児訪問日を12 月 27 日 10 時とすることを約束する。	
	12 月 26 日	実母、福祉手続きのため来庁し、福祉助成担当が対応する。	○
	12 月 27 日	保健師、新生児訪問約束日に実母宅を訪問したが不在であり面談できず（不在連絡票を投函する）。	
12 月 28 日	実母、保健師に架電する。保健師、再度、新生児訪問日を1 月 10 日午前とすることを約束する。		
平成 29 年	1 月 6 日	保健師、訪問日確認のため実母に架電したが応答なし。	
	同日	本児、出産した病院にて1 か月健診を受診。	病
	1 月 10 日	保健師、新生児訪問約束日に実母宅を訪問したが不在であり面談できず（不在連絡票を投函する）。	
	同日	保健師、出産した病院に架電し、助産師より、1 か月健診の状況について、経過が順調であること、実家で祖母から育児の協力を得ていること、EPDS（エジンバラ産後うつ質問票）が11 点で実家を出て働きたいなどの実母の悩みを把握する。	
	同日	生活支援担当、世帯訪問を実施し、本児を確認する。実母から具体的な転居先、居住費用などの転居の意向を聴取する。	●
	同日	実母、保健師に架電する。保健師、再度、新生児訪問日を1 月 11 日 13 時 30 分とすることを約束する。	
	1 月 11 日	保健師、実母宅に新生児訪問を実施し、母子と面談する。実母から転居の意向を確認する。	●
	2 月 4 日	実母及び本児、祖母宅から独立し、同一区内に転居する。	
	2 月 9 日	実母、福祉手続きのため来庁し、福祉助成担当職員が対応する。	○
	2 月 21 日	生活支援担当、転居先の世帯訪問を実施する。	●
	2 月 27 日	保健師、実母に架電したが応答なし。	
	3 月 6 日	保健師、実母に架電したが応答なし。	

時 期		経 過	面 談
平成 29 年	3 月 13 日	保健師、実母に架電したが応答なし。	
	4 月 7 日	保健師、状況確認のため生活支援担当に架電。この時点で、実母及び本児が転居していたことを把握する。	
	同日	転居が判明したことに伴い、同 A 区内で転居先の地区を担当する保健師に移管する。	
	4 月 19 日	本児、4 か月児健診を受診する。身長 58.4 cm、体重 5.5 kg。 健診担当医、体格が小柄であり、2 か月後に体格の経過観察のための来所を指示する。 保健師、母子と面談し、授乳指導を行う。	●
	6 月	母子、4 か月児健診の 2 か月後経過観察への来所なし。	
	7 月 18 日	実母、予防接種受診のため来庁する。保健師は面談を実施せず。	
	7 月 31 日	生活支援担当、世帯訪問を実施する。本児の確認は無し。	○
	8 月 2 日	保健師、実母に架電したが応答なし。	
	8 月 9 日	保健師、実母に架電したが応答なし。	
	8 月 12 日	保健師、実母に架電したが応答なし。	
	8 月 28 日	実母、福祉手続きのため来庁し、福祉助成担当が対応する。	○
	9 月 5 日	保健師、実母に架電したが応答なし。	
	10 月	母子、10 か月児健診への来所なし。	
	10 月 30 日	生活支援担当、世帯訪問を実施する。本児の確認は無し。	○
11 月 9 日	保健師、実母に架電したが応答なし。		
平成 30 年	4 月 4 日	生活支援担当、区役所にて面談を実施する。	○
	6 月 14 日	本児、1 歳 6 か月児健診を受診する。身長 68 cm、体重 6.75 kg。身体発育、運動発達に所見あり。 健診担当医、本児の身長・体重数値が低いことから精密健康診査受診票を発行する。また、3 か月後の体格経過観察と運動発達確認のための来所を指示する。 保健師、母子と面談し、本児の養育状況、予防接種の受診状況を聴取する。就労についてはまだ考えていないことを確認する。	●
	8 月 6 日	生活支援担当、区役所にて面談を実施し、本児を確認する。	●
	同日	実母、福祉手続きのため来庁し、福祉助成担当が対応する。	○
	8 月 30 日	生活支援担当、世帯訪問を実施し、本児を確認する。	●

第2期 平成30年9月から平成31年3月まで

※児童相談所に第1回目となる児童虐待通告が入ってから、母子がA区からB区へ転居した後までの対応。

【主な関係機関：児童相談所・A区母子保健担当・生活支援担当】

時 期		経 過	面 談
平成30年	9月	母子、1歳6か月児健診の3か月後経過観察への来所なし。	
	9月 28日 8:00頃	児童相談所、住民より虐待通告を受ける。	
	同日	児童相談所調査担当職員（以下「調査担当職員」という。）、A区保健師及び生活支援担当に世帯の状況を聴取する。 保健師、調査担当職員に対し、1歳6か月児健診の状況、精密健康診査受診票を発出し、3か月後経過観察が指示されているが来所していない旨を情報提供する。	
	同日 17:30頃	調査担当職員、実母宅を訪問し、本児を確認する。母子との面談の結果、不審な点は確認できず虐待の認定はできないと判断する。	●
	10月 1日	調査担当職員、書面（又は会議）にて調査等結果報告を組織内で共有する。	
	10月 3日	調査担当職員、保健師及び生活支援担当に架電し、訪問時の状況について情報提供する。保健師には、母子保健担当での継続支援を依頼する。	
	10月 10日	調査担当職員、祖母に架電し、実母の養育状況を聴取、育児支援の継続を依頼する。	
	11月 6日	保健師、経過観察に来所していないため実母に架電したが応答なし。	
	同日	生活支援担当、区役所にて面談を実施する。本児の確認は無し。	○
	11月 19日	保健師、実母に架電したが応答なし。	
	11月 28日	生活支援担当、世帯訪問を実施。実母から、交際中の男性との同棲開始により、12月から支援が不要となる旨の申し出あり。	○
	12月 1日	生活支援担当にて、母子への生活支援を廃止する。	
	同日	実母、福祉手続きのため来庁。福祉助成担当が対応。	○
	12月 13日	保健師、実母に架電したが応答なし。	
12月 19日	保健師、実母宅に立ち寄り訪問したが不在、帰庁後、文書を送付する。		
平成31年	1月 9日	保健師、実母に架電したが応答なし。	
	2月 6日	実母、B区内の認可外保育施設に、本児の一時保育の申込みを行う。	保
	2月 14日	実母、同認可外保育施設に、月単位契約の申込みを行う。 入所時の診断結果は、身長72.0cm、体重8.5kg。	保
	3月 1日	実母及び本児、A区からB区に転居する。	
	3月 11日	実母、住所変更手続き、福祉手続きのためB区役所に来庁。B区戸籍担当、福祉助成担当が対応。	○

第3期 平成31年4月から令和元年6月まで

※児童相談所に第2回目となる児童虐待通告が入ってから、本児が死亡するまでの対応。

【主な関係機関：児童相談所・警察署】

時 期	経 過	面 談
平成31年 4月 5日 10:45頃	児童相談所、住民より虐待通告を受ける。	
同日	調査担当職員、通告元のアパート内の未就学児童がいる世帯のうち、本世帯を含む2世帯を対象を絞り込む。 このうち本世帯は、平成30年9月に児童相談所の取扱い履歴があること、A区の生活支援の履歴があることを確認する。	
同日	調査担当職員、B区家庭児童相談室に架電し、当該2世帯について、同室での取扱い履歴が無いことを確認する。	
同日	調査担当職員、A区生活支援担当に架電し、本世帯について生活支援を廃止したことの経緯を聴取する。	
同日	調査担当職員、A区保健師に架電する。 保健師、本世帯について調査担当職員に対し、1歳6か月健診の状況、精密健康診査受診票が発出されているが、依然として3か月後経過観察には来所していない旨を情報提供するとともに、調査担当職員に医療機関の受診状況を確認するよう依頼する。 保健師は、この時点で本世帯がB区に転居していたことを把握し、児童相談所の調査終了後にB区に支援台帳等に移管することを検討する。	
同日	調査担当職員、可能性のある本世帯の実母に架電したが応答なし。	
同日 17:40頃	調査担当職員、可能性のある2世帯を訪問したが不在であり面談できず（不在連絡票を投函する）。	
4月 8日	調査担当職員、対象世帯のうち1世帯からの入電を受け、当該世帯児童について、通告時の居所が判明したことから、調査対象から除外する。	
同日 14:25頃	調査担当職員、本世帯を訪問したが不在であり面談できず（不在連絡票を投函する）。	
4月 9日	調査担当職員、実母に架電したが応答なし。 すぐに、実母から折り返し入電あり。通告時の状況を聴取し、早期の安否確認が必要であることを説明。 実母より、交際相手宅におり、自宅に戻り次第、再度連絡を入れる旨の説明を受ける。	
4月 15日	実母、福祉手続きのためB区役所に来庁。福祉助成担当が対応。	○
4月 18日	調査担当職員、調査中のケースとして、書類により進捗状況を組織内で共有する。	
4月 22日 14:45頃	調査担当職員、実母に架電したが応答なし。	
同日 16:00頃	調査担当職員、本世帯を訪問したが不在であり面談できず（不在連絡票を投函する）。	

時 期		経 過	面 談
平成 31 年	4 月 23 日 11:20 頃	調査担当職員、実母に架電したが応答なし。	
	同日	実母と本児、認可外保育施設を利用。この日以降、利用しなくなる。	保
	4 月 24 日 13:35 頃	調査担当職員、実母に架電したが応答なし。	
令和元年	5 月 8 日 16:40 頃	調査担当職員、実母に架電したが応答なし。	
	5 月 12 日 22:00 頃	警察、住民より泣き声通報を受ける。	
	5 月 12 日 23:30 頃	児童相談所（夜勤職員）、警察署署員より入電を受ける。住所しか分からない場合に、児童相談所での取扱い履歴が確認できるかとの内容であり、住所のみでは確認できない旨を回答する。	
	5 月 13 日 14:15 頃	調査担当職員、実母に架電したが応答なし。 （これは、平成 31 年 4 月 5 日通告に係る一連の調査としての架電である。）	
	同日 14:30 頃 15:00 頃	児童相談所（調査担当職員とは別の職員）、警察署署員より入電を受ける。 本世帯について、5 月 12 日に住民から警察署に泣き声通報があったこと、対象世帯の調査の結果、実母・本児の氏名が明らかになったが、当該児について、児童相談所での過去の取扱い履歴があるかの確認。 児童相談所職員は、14 時 30 分頃の電話で平成 30 年 9 月の取扱い履歴を、15 時 00 分頃の電話で平成 31 年 4 月の調査中の取扱い履歴を回答する。	
	同日 夕方	警察署署員、この頃に実母と面談を約束し訪問するも、不在であり面談できず。	
	同日 21:55 頃	児童相談所（夜勤職員）、警察署署員より、入電を受ける。署員より実母の状況についての説明を受けたほか、実母に連絡が取れ、安否確認のため約束の時間（5 月 13 日夕方）に訪問するも不在であり、対応について相談したいとの内容であり、夜勤職員、上司に確認すると答え切電する。	
	同日 22:05 頃	児童相談所（夜勤職員の上司の係長）、出勤し、担当課長（調査担当職員の上司）に架電、対応を相談する。	
	同日 22:40 頃	担当課長、警察署署員に架電。 署員からは、母子への接触方法として、実母宅への同行訪問等（※）を求められる。 担当課長、警察側で母子と接触ができ、一時保護等の必要性について判断が必要な場合は同行等を検討するが、母子に会えるかどうか分からない段階であること、夜間で職員体制も整っていないことを理由に同行訪問を断ったうえで、児相としては、実母に電話をする対応を取る、と伝える。 （※）児童相談所は同行訪問を求められたとの認識であり、警察は同行訪問及び強制的な立ち入り調査を求めたとの認識である。	
	同日 23:00 頃	担当課長、在勤の係長に、実母に電話連絡するよう指示する。 同職員、実母に架電したが応答なし。	

時 期	経 過	面談
令和元年 同日 23:10 頃	担当課長、警察署署員に架電、実母が応答しないことを伝える。	
5月 14日	担当課長、児童相談所長に経緯を報告する。 調査担当職員、実母が利用している認可外保育園に架電し、利用状況や園での様子を聴取する。	
同日 9:30 頃	調査担当職員、警察署署員より入電を受ける。 5月12日の通報内容や経過等の連絡を受ける。警察署署員からは、本児と接触をしたい旨が伝えられる。	
同日 12:00 頃	調査担当職員、警察署署員より入電を受ける。 5月15日16時に訪問の約束が取れたとの連絡を受ける。 両者の協議により、警察署が単独で訪問することとなる。	
5月 15日 16:00 頃	警察署署員、実母宅を訪問し、本児を確認する。	警
同日 17:15 頃	調査担当職員、警察署署員より入電を受ける。 5月15日16時の訪問の結果、本児への虐待が心配される状況は無かったこと、実母は本児の発達について悩んでいる様子であったことの報告を受ける。	
同日	調査担当職員、書面にて虐待調査を終結し、発達相談に切り替える旨、調査等結果報告を組織内で共有する。	
5月 17日 13:10 頃	調査担当職員、実母に架電したが応答なし。	
5月 22日 17:10 頃	調査担当職員、実母に架電したが応答なし。	
6月 4日 10:15 頃	調査担当職員、本世帯を訪問したが不在であり面談できず（不在連絡票を投函する）。	
6月 5日 5:00 頃	実母、119番通報する。 救急隊が出動し、本児、心肺停止状態で病院に搬送される。	
同日 5:40 頃	本児、病院にて死亡が確認される。	
同日	交際相手の男が逮捕される。	
6月 6日	実母が逮捕される。	